

特定教育・保育施設の利用定員の設定について（認可保育所等）

1. 確認制度と利用定員について

- 子ども・子育て支援制度では、給付の実施主体である市が、認可を受けた教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業所（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）に対して、その申請に基づき各施設・事業の類型に従い、認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）ごとの**利用定員を定めた**上で、給付の対象となることを**確認し**、給付費を支払うことになる。
- 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の受け入れや給付単価は、認可定員ではなく利用定員を基に運用される。

2. 子ども・子育て会議の意見聴取

- 子ども・子育て支援法（第31条第2項、第43条第3項）の規定により、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の**利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない**とされている。

3. 利用定員の設定について

- 「流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の規定に基づき、施設・事業所ごとに利用定員を定める。
 - ※小規模保育事業A型の利用定員は6人以上19人以下。
 - ※3号認定は0歳と1・2歳に区分して利用定員を定める。
- 利用定員は認可定員の範囲内で設定（認可定員と一致することを基本）する。
- 実利用人数が認可定員を下回っているとき、計画上の確保方策などを踏まえ、認可定員を下回る利用定員とすることも可能。
- 実利用人数が認可定員を上回っているとき、利用実態に応じて認可定員を引き上げることを検討。
 - ※条例に規定するやむを得ない事情がある場合は、利用定員を超えて受け入れ可能。
 - ※連続する過去2年度間常に実利用人数が利用定員を超えている、かつ、年間の平均利用率が120%以上の場合で、利用定員の見直しが行われない場合、給付費を減算する等の措置を講ずる予定。

4. 令和3年2月新規開設の特定教育・保育施設の利用定員について

(仮称) 南流山そらいろ保育園 (認可保育所)

施設名称	南流山そらいろ保育園		
所在地	流山市南流山7丁目5-1		
事業者名称	社会福祉法人幌北学園		
代表者職・氏名	理事長 <small>ついき</small> 對木 克彦		
区域区分	南部地区		
認可定員	108名		
利用定員 2月1日: 108名	3号認定	0歳	9名
		1歳	18名
		2歳	18名
	2号認定	3歳	21名
		4歳	21名
		5歳	21名

【位置図】

